

戦後、日本は二度と戦争をしない道を選びました。
憲法9条は、国と国との紛争は話し合いで解決する道
を示し、「戦力を持たない」と決めました。

徹底した平和主義は、世界の宝です。

ところが、今の自公政権は、アメリカの核の傘の下、
「敵基地攻撃能力」と称して「戦力」の配備を検討して
います。憲法9条を壊そうとしているのです。

「戦争はイヤだー」。

私たちは平和を求める声を署名を集めて、9条を守
り、すべての市民の平和と人権、生活向上のために、
憲法を生かすことを求めています。



第六版

「九条の会」アピールに
賛同する桜井市民の会
(略称「九条の会」桜井)

自民党が国会に提出しようとしてい
る9条改憲案は、

9条の2を新設し、「前項(9条1
項、2項)の規定は…必要な自衛
の措置をとることを妨げず…そ
のための実力組織として…自衛
隊を保持する」

と明記するものです。

現行憲法9条2項を死文化(無効に)
し、「戦争する自衛隊」に憲法でお墨
付きを与えてしまいます。

憲法に書き加える「自衛隊」は、新型
コロナ感染防止や災害救助に頑張る
自衛隊ではありません。

戦争法(安保関連法)にもどつき
「海外で武力行使する自衛隊」です。

「国」にしてよいのか? 「文化」や
「戦争」の概念…。その王力…。
国家予算も産業も研究も、何もかも軍事優先。報道

「口」にせよ、口を閉ざすのか?

自衛隊員を殺し殺される戦場に送り、心も体も口



平和大好きだから9条

九条の会・桜井 事務局
桜井市大福240-1 大福診療所気付

左は現行憲法第九条です

日本国憲法

第九条①日本国民は

正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し
国権の発動たる戦争と
武力による威嚇又は武力の行使は
国際紛争を解決する手段としては
永久にこれを放棄する

②前項の目的を達するため
陸海空軍その他の戦力は
これを保持しない
国の交戦権はこれを認めない

戦後、日本は二度と戦争をしない道を選びました。
 憲法9条は、国と国との紛争は話し合いで解決する道
 を示し、「戦力を持たない」と決めました。
 徹底した平和主義は、世界の宝です。
 ところが、今の自公政権は、アメリカの核の傘の下、
 「敵基地攻撃能力」と称して「戦力」の配備を検討して
 います。憲法9条を壊そうとしているのです。
 「戦争はやだー」。
 私たちは平和を求める声を署名に集めて、9条を守
 り、すべての市民の平和と人権、生活向上のために、
 憲法を生かすことを求めています。



第六版

「九条の会」アピールに
 賛同する桜井市民の会
 (略称「九条の会」桜井)

自民党が国会に提出しようとしている
 9条改憲案は、
 9条の2を新設し、「前項(9条1
 項、2項)の規定は…必要な自衛
 の措置をとることを妨げず…そ
 のための実力組織として…自衛
 隊を保持する」
 と明記するものです。
 現行憲法9条2項を死文化(無効に)
 し、「戦争する自衛隊」に憲法でお墨
 付きを与えてしまいます。

憲法に書き加える「自衛隊」は、新型
 コロナ感染防止や災害救助に頑張る
 自衛隊ではありません。
 戦争法(安保関連法)にもとづき
 「海外で武力行使する自衛隊」です。

九条の会・桜井 事務局
 桜井市大福240-1 大福診療所気付



平和大好き だから9条

自衛隊員を殺し殺される戦場に送り、心も体もロボ
 ットにさせてよいのでしょうか。
 国家予算も産業も研究も、何もかも軍事優先。報道
 や文化に対する検閲まがいの圧力…。そんな「戦争す
 る国」にしてよいのでしょうか。

左は現行憲法第九条です

日本国憲法

第九条①日本国民は

正義と秩序を基調とする
 国際平和を誠実に希求し
 国権の発動たる戦争と
 武力による威嚇又は武力の行使は
 国際紛争を解決する手段としては
 永久にこれを放棄する

②前項の目的を達するため

陸海空軍その他の戦力は
 これを保持しない
 国の交戦権はこれを認めない